

## 信州大学工学部と長野市との温暖化対策事業の連携に関する協定書

信州大学工学部（以下「甲」という。）と長野市（以下「乙」という。）は、平成16年8月27日付け締結の信州大学と長野市との連携に関する協定書に基づいて、相互に連携することにより、地域社会のより一層の発展に資するため、同協定書に定めるもののほか、次のとおり温暖化対策事業の連携に関して必要な事項を定め、協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、国際社会の課題でもある温暖化対策に適切に対応し、地域の発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地域推進計画策定に関すること。
- 二 温室効果ガス排出量将来推計シミュレーションソフトの開発に関すること。
- 三 温室効果ガス算定結果の分析及び、評価に関すること。
- 四 温暖化対策の取り組みへの提言、助言に関すること。
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （守秘義務）

第3条 両者は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、平成16年8月27日締結の信州大学と長野市との連携に関する協定書の有効期間内において、この協定は自動的に更新されるものとする。

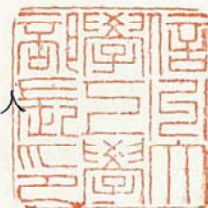
### （細目）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年6月7日

甲 長野市若里4-17-1  
信州大学工学部  
学部長 山 沢 清 人



乙 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市長 鷺 澤 正 一

